

～財務安定化に向けた資本増強のために～

# 資本性劣後ローンと協調した融資メニュー のごあんない

道では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の事業の成長・継続等を支援するため、民間金融機関が日本政策金融公庫の「資本性劣後ローン」と協調支援する際の融資制度を創設しました。

※資本性劣後ローンとは、法的倒産時に他の負債よりご返済の順位が劣後する「資本的な性格をもった劣後ローン」のことと言い、借入をしても金融機関から「自己資本とみなされるもの」を言います。

## 融資条件

**【日本政策金融公庫との協調融資に対応した北海道の融資制度】**

制度名	中小企業総合振興資金 ライフステージ対応資金 <b>企業体質強化貸付（資本性ローン協調）</b>
融資対象	株式会社日本政策金融公庫における新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）の利用に際し、民間金融機関からの協調支援を受けるため、信用保証協会の経営改善サポート保証を利用する中小企業者等
資金使途	事業資金
融資金額	4億円以内
融資期間	15年以内（うち据置5年以内）
融資利率	金融機関所定の利率
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。
信用保証	すべて信用保証協会の保証付き（経営改善サポート保証）とする。ただし、保証付き融資の割合は融資金額のうち50%以内とする。
保証料率	国による補助後の 当初保証料率 <u>0.2%</u> ※通常保証料率は、0.80%~1.20%ですが、当初保証料率に対し、国から0.60%~1.00%の補助があります。
取扱期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日（※令和5年度末まで延長）

※本貸付における「経営改善サポート保証」とは、「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」となります。

## 日本政策金融公庫の資本性劣後ローンについて

### 【損益計算書】

(コロナ前)



(コロナ影響後)



### 公庫の資本性劣後ローンを活用

#### 【貸借対照表】

(コロナ前)



(コロナ影響後)



業績に一時的な悪化によって失われるおそれのある資本を回復させ、財務を安定に保つことで、取引金融機関からの継続的な融資が受けやすくなります。

# 取扱金融機関

北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合

## お申込みに必要な書類

- |   |   |
|---|---|
| ① | 融資申込書（直接申込）又は融資あっせん申込書（あっせん申込）                  |
| ② | 決算書等2期分（2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表） |
| ③ | 事業再生計画書   |

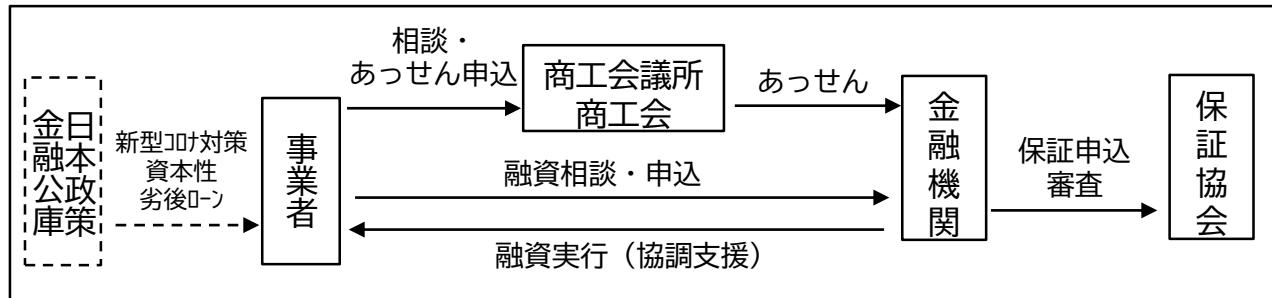
1. 法人の方は商業登記簿謄本又は登記事項証明書が必要です。  
2. 設備資金の場合は、見積書又は契約書が必要です。  
※ 3. 経営者保証の免除を希望する場合は、「経営者保証免除対応確認書」が必要です。  
4. 金融機関及び信用保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。（詳しくは金融機関または信用保証協会にお問い合わせください。）

再生計画とは、次のいずれも満たすものとなります。

○中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関による計画策定支援を受け、経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された計画であること

○計画実施に必要な新規借入として、本貸付及び日本政策金融公庫の新型コロナ対策資本性劣後ローンがいずれも含まれていること

## 申請の流れ



※金融機関及び信用保証協会の審査結果によっては、ご希望の融資を受けられない場合がございます。

## お問い合わせ先

道庁経済部中小企業課、各（総合）振興局商工労働観光課、小樽商工労働事務所及びお取引のある金融機関にご相談ください。

機関名	電話番号	機関名	電話番号
道庁経済部中小企業課	011-204-5346	桧山振興局商工労働観光課	0139-52-6641
空知総合振興局商工労働観光課	0126-20-0061	上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940
石狩振興局商工労働観光課	011-204-5827	留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440
後志総合振興局商工労働観光課	0136-23-1362	宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2928
後志総合振興局小樽商工労働事務所	0134-22-5525	オホーツク総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636
胆振総合振興局商工労働観光課	0143-24-9589	十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-8537
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281	釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9181
渡島総合振興局商工労働観光課	0138-47-9459	根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619